

豊 中 市
豊中市上下水道局
市立豊中病院

事業者の皆さまへ

建設工事の最低制限価格の算定方法の見直しについて（お知らせ）

(1) 趣旨

本市が発注する建設工事案件については、地方自治法施行令第167条の10第2項の規定されている趣旨により、当該契約の内容に適合した履行の確保を図るため、最低制限価格を設定しております。

本市におきます同価格の設定方法は、中央公共工事契約制度運用連絡協議会による「工事請負契約に係る低入札価格調査基準中央公共工事契約制度運用協議会モデル」における算定方式に準拠し設定を行っており、令和4年3月にダンピング対策の更なる徹底に向けて同基準が改正されたことにより見直しを行うものです。

(2) 見直し内容

計算式における一般管理費に乗ずる係数を、0.55から0.68に変更するものです。

現行の算定方法	見直し内容
<p>イ【範囲】 予定価格の7.5/10～9.2/10</p> <p>【計算式】</p> <p>① 直接工事費×0.97 ② 共通仮設費×0.90 ③ 現場管理費×0.90 ④ 一般管理費×0.55</p> <p>合計額+消費税 及び地方消費税</p>	<p>イ【範囲】 予定価格の7.5/10～9.2/10</p> <p>【計算式】</p> <p>① 直接工事費×0.97 ② 共通仮設費×0.90 ③ 現場管理費×0.90 ④ 一般管理費×0.68</p> <p>合計額+消費税 及び地方消費税</p>
<p>ロ 特別なものについては、イの算定方法にかかわらず10分の7.5から10分の9.2までの範囲内で適宜の割合とする。（※）</p> <p>※ロを適用する工事としては、機械器具設置工事などプラント設備工事等とする。</p>	<p>ロ 特別なものについては、イの算定方法にかかわらず10分の7.5から10分の9.2までの範囲内で適宜の割合とする。（※）</p> <p>※ロを適用する工事としては、機械器具設置工事などプラント設備工事等とする。</p>

(3) 実施時期

令和4年（2022年）4月1日以降に入札契約手続き※にかかる案件から適用

※入札契約手続きとは、令和4年（2022年）4月1日以降に一般競争入札では公告を行った案件及び指名競争入札では指名通知をした案件をいいます。

(4) 留意事項

本市が設定している最低制限価格は、平成22年10月から入札参加に際して適切な積算を行ったうえで参加してほしいとの観点から事後公表をしております。入札参加する際には、当該案件の設計図書等を熟知したうえで、適切に入札に参加していただきますようお願いします。

なお、提出された入札金額が最低制限価格を下回った場合には失格となりますのでご注意ください。